

2020年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議
包括外部監査評価班
代表 弁護士 光成 卓明

1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを見る市民自身の「監査」の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には平成29年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置公表をしたかを評価する通信簿も作成した。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①措置の速さ、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかがわかる通信簿となった。

2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志18名。弁護士・公認会計士・税理士・元大学教員・市議会議員・市民オンブズマン活動家らで構成している。

3. 評価対象

(1) 令和元年度包括外部監査実施全自治体 129自治体(47都道府県、20政令市、58中核市、4条例制定自治体)の全監査報告書 132テーマ

(2) 平成29年の包括外部監査実施自治体(122自治体)の監査報告書(124テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として令和2年5月31日までに公表されたもの)の対応状況

4. 評価の手順と基準

(1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方公共団体の事務の①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の調査と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

- ① 対象の選定は適切で監査結果は活用度があるか
 - i 具体的な目的根拠があって対象が選定されているか。
 - ii 監査テーマと結果は自治体が採用する有効性を持っているか。
 - iii 行政の改善の方向が具体化されているか。
- ② 監査が充実し、評価が適切であるか
 - i 新しい問題意識・発見があるか。
 - ii 事実及び実態が正しく把握されているか。
 - iii 適法性の監査について充実・適切であるか。
 - iv 3E監査について具体的な対象への適用とチェックがあるか。
 - v テーマの数だけでなく質の高さがあるか。
 - vi 行政結果の追認に終わっていないか。
- ③ 報告書・意見書はわかりやすいか
 - i 市民が読んでわかる記述になっているか。
 - ii 問題点や意見要点が明確に指摘されているか。
 - iii 専門用語などは解説・注釈があるか。

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

(2) 自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①措置通知公表の速さ、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応した措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
- B…「普通(さらに改良が望まれる)」
- C…「改善を要する」
- D…「抜本的に改善を要する」
- E…「ゼロ評価、最悪で失格」

の5段階評価をした。

ちなみに、①公表の速さは、報告書提出期限(平成30年3月31日)から、一部でも平成30年9月30日まで(半年内)に公表しているものをA、平成31年3月31日まで(1年以内)をB、令和2年3月31日(2年以内)をC、令和2年4月1日以降(2年超)をDとした。令和2年6月1日現在確認できないものはおよそ評価も不可能なほど悪いものと考え、Eのランク付を行った。(ただし、本来Eランクとなるところ、6月以降でも措置公表があることが判れば配慮し、Dランクにした。)

次に②措置対応度は、指摘事項・意見にどの程度対応しているかを評価した。

100%対応しているはA、80%以上対応しているはB、50%以上対応しているはC、50%未満の対応であるはD、全く対応していないはEとした。

さらに、③説明責任は内容が客観的に明確で市民に分かるように詳しく書いているものをA、改善すべき点はあるが相当の説明をしているものをB、説明不十分のものをC、およそ説明されていない又は説明になっていないものをDとし、最終的に措置公表や説明が全くないものはEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①より②は2倍、さらに③は②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

5. 評価結果

(1) 包括外部監査報告書の評価結果

① 令和元年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞4自治体4テーマ、活用賞24自治体25テーマであり、一方、改善要望17自治体19テーマであった。毎年優秀賞の中でも最も優れた報告書に対し「オンブズマン大賞」を授与しているが、本年度は該当する報告書はなかった。2020年9月20日・21日にオンラインで行う「第27回全国市民オンブズマン・オンライン大会2020」にて結果発表を行う。

② 「オンブズマン功労賞」について

3年間同じ監査人が続けて優秀賞又は活用賞を受賞された場合にはオンブズマン功労賞を贈っている。

平成29～令和元年度の3年連続で活用賞以上を受賞したのは、宮下宗久公認会計士(青森県)、米屋佳史弁護士(札幌市)、大川健哉公認会計士(千葉市)、川口明浩公認会計士(柏市)、渡会祐二弁護士(佐世保市)の5名の包括外部監査人にオンブズマン功労賞を贈る。

(2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の平成29年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、青森県、秋田県、埼玉県、東京都、和歌山県、山口県、徳島県、さいたま市、千葉市、浜松市、神戸市、いわき市、川越市、越谷市、船橋市、柏市、豊田市、豊中市、八尾市、東大阪市、高知市、久留米市、東京都町田市、滋賀県甲賀市の24自治体である。

過年の通信簿では先進的に措置対応が優れたものに「措置模範賞」や外部監査への措置が同年内で最高(第一位)とみられたものには「オンブズマン大賞」ないし「措置模範大賞」を贈った。本年度は、全体として水準は上がっているものの、これらに該当する自治体はなかった。

一方、2018年版のイエローブックから措置が形ばかりで内容が乏しいのは首長の政治責任を伴うとして、2年にわたりD、E評価のものについては、首長自身に対しイエローカード、3年にわたるものはレッドカードを宣することとした。そこで、評価班は3年連続で総合D以下の評価の4自治体(仙台市、横浜市、八王子市、富山市)と2年連続で総合D以下の評価の2自治体(広島市、東京都大田区)の首長に対し、改善を求める要望書を送付した。

6 インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の交通費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回もイエローブック制作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR?」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、「READY FOR?」以外にも含めて合計で91名、805,000円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げるとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

7 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を5,000円(税込)で販売している。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。<http://www.ombudsman.jp/> 外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

令和元年度監査テーマ・評価一覧表

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
山梨県	1 山梨県住生活基本計画に基づく事業及びその他住宅関連事業の事務の執行、山梨県地域整備公社（山梨県住宅供給公社を中心とする）の管理運営に係る事務の執行について	優秀賞
岐阜県	1 岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校	優秀賞
沖縄県	1 観光振興関連の施策及び事業に係る事務の執行について ～持続可能な産業構築の取組を中心に～	優秀賞
堺市	1 文化・観光・スポーツ施策に関する事務の執行について	優秀賞
青森県	1 人口減少、超高齢化時代における青森県型地域共生社会の実現に向けた施策及び事業の事務の執行について	活用賞
山形県	1 補助金に係る事務の執行について	活用賞
静岡県	1 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	活用賞
大阪府	1 補助金等及び基金に関する財務事務の執行について	活用賞
札幌市	1 子育て支援、子ども家庭福祉及び幼児教育に関する財務事務の執行について	活用賞
千葉市	1 保育事業に係る事務の執行について	活用賞
相模原市	1 委託に関する財務事務の執行について	活用賞
浜松市	1 清掃事業に係る事務の執行について	活用賞
岡山市	1 情報システムに関する事務の執行について	活用賞
福岡市	1 福岡市学校教育に関する財務事務について	活用賞
函館市	1 生活保護に関する事務の執行について	活用賞
旭川市	1 補助金に係る事務の執行について	活用賞
青森市	1 教育委員会及び青森公立大学の財務事務の執行について	活用賞
八戸市	1 子育て支援の充実に関する施策の財務事務の執行について	活用賞
越谷市	1 業務委託に関する事務の執行について	活用賞
船橋市	1 船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行について	活用賞
柏市	1 公益財団法人柏市医療公社の出納その他の事務の執行及びその市所管課の財務に関する事務の執行等について	活用賞
豊田市	1 出資団体について	活用賞
	2 豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について	
大津市	1 公有財産に係る財務事務の執行及び管理について	活用賞
豊中市	1 子育て・子育て支援に係る財務事務の執行について	活用賞
松江市	1 高齢者福祉に関する事務の執行について	活用賞
佐世保市	1 佐世保市の市税（国民健康保険税を含む。）	活用賞
那覇市	1 一括交付金事業について	活用賞
東京都 大田区	1 スポーツ推進に関する事務の執行について	活用賞
北海道	1 北海道における子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策に関する財務、事務の執行について	—
岩手県	1 県立学校の財務に関する事務の執行について	—
宮城県	1 宮城県立がんセンターの財務事務の執行及び管理の状況並びに2病院の連携体制及び効率性の観点からの業務運営状況について	—
福島県	1 復興事業に係る事務の執行について	—
茨城県	1 港湾事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	—
栃木県	1 就業人口対策に係る事務の執行及び事業の管理について	—
群馬県	1 ファシリティマネジメントの実施状況について	—
埼玉県	1 委託契約の財務事務の執行について	—
千葉県	1 県立病院に関する財務事務の管理及び執行について	—

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
東京都	1 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について	—
神奈川県	1 子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について ・一般社団法人かながわ青少年協会（財政的援助団体等） ・社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会（指定管理事業） ・日本赤十字社（指定管理事業） ・社会福祉法人かながわ共同会（指定管理事業） ・社会福祉法人清和会（指定管理事業）	—
新潟県	1 港湾事業に係る公有財産の管理及び財務事務の執行について	—
富山県	1 県立学校の財務に関する事務の執行及び管理について	—
福井県	1 地場産業及び伝統工芸産業を中心とした振興事業に関する財務事務の執行について	—
長野県	1 子ども子育て・若者支援に関する財務事務の執行及び管理について	—
愛知県	1 高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について	—
三重県	1 地球温暖化対策や廃棄物対策等の環境問題に関する事務の執行について	—
滋賀県	1 情報システムに関する財務事務の執行について	—
京都府	1 京都産業の新展開に向けた産業支援機関及び物流拠点の現状と課題について	—
兵庫県	1 健康福祉部（福祉部長所管）が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業管理並びに出資団体の経営管理について	—
奈良県	1 子育て及び女性の活躍に関する財務事務の執行について	—
島根県	1 公の施設の管理・運営並びに今後の活用について	—
岡山県	1 試験研究機関及び関連機関における財務事務の執行及び管理運営について	—
広島県	1 広島県の少子化対策事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	—
山口県	1 観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について	—
徳島県	1 住宅施策に係る事務事業の執行について	—
香川県	1 情報システムに関する事務の執行について	—
愛媛県	1 債権（主に税外債権）の管理に関する財務に係る事務の執行について	—
高知県	1 県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について	—
福岡県	1 教育施策に関する財務事務の施行について	—
佐賀県	1 佐賀県教育委員会の財務に関する事務の執行について	—
長崎県	1 長崎県の委託契約事務の執行について	—
熊本県	1 公営企業会計に属する事業の財務事務の執行および管理運営について	—
大分県	1 県民利用施設の管理運営に関する財務事務の執行について ～指定管理施設を中心として～	—
宮崎県	1 委託契約に関する財務事務の執行について	—
仙台市	1 創業創出関連施策及び事業の事務の執行について	—
横浜市	1 教育に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
川崎市	1 病院事業の財務事務及び経営管理の執行について	—
新潟市	1 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理の状況	—
静岡市	1 地方独立行政法人静岡市立静岡病院と静岡市立清水病院の財務事務の執行について	—
名古屋市	1 区における事業の財務の執行について ～区役所費と区役所における債権管理を中心として～	—
京都市	1 廃棄物対策に係る事務の執行について（関連する基金を含む）	—
大阪市	1 市税及び国民健康保険料の徴収事務の執行について	—

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
神戸市	1 自動車事業会計の経営にかかる事業の管理、並びに神戸交通振興株式会社の出納その他の事務の執行について	—
広島市	1 広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について	—
熊本市	1 熊本市の一般廃棄物処理関連事業について	—
盛岡市	1 委託事業にかかる財務事務の執行について	—
秋田市	1 秋田市のまちづくりに関する事務の執行について	—
山形市	1 出資等外郭団体の運営状況・財務事務について	—
福島市	1 公有財産（公共施設）の財務事務の執行及び管理について	—
いわき市	1 子ども・子育て支援に関する事務の執行について	—
宇都宮市	1 上下水道事業の事務の執行及び事業の管理について	—
前橋市	1 各種団体に対する負担金・交付金等に係る財務事務の執行について	—
川越市	1 一般会計における補助金等に関する事務の執行について	—
川口市	1 公共施設の管理運営に関する財務事務の執行について	—
八王子市	1 高齢者対策事業に関する事務執行について	—
横須賀市	1 公園の整備、維持管理等に関する財務事務の執行について	—
富山市	1 特別会計における財務事務の執行及び経営に係る事業管理について	—
金沢市	1 学校教育に関する財務事務の執行について	—
福井市	1 指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行等について	—
甲府市	1 下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	—
長野市	1 子育て及び高齢者福祉等関連事業に関する事務の執行について	—
岐阜市	1 小中学校における教育に関する事業について	—
岡崎市	1 病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
高槻市	1 市民協働（交流）と文化芸術・生涯学習に係る財務事務について	—
枚方市	1 子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について	—
八尾市	1 高齢者福祉に関する事務の執行について	—
寝屋川市	1 委託契約に関する事務の執行について	—
東大阪市	1 健康部における財務に関する事務の執行について	—
姫路市	1 建設局道路管理部における財務事務等の執行について	—
尼崎市	1 子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について	—
明石市	1 委託契約に関する事務の執行について	—
奈良市	1 奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について	—
和歌山市	1 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
倉敷市	1 「倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷） ～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～について	—
福山市	1 生活保護及び生活困窮者自立支援施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について	—
松山市	1 環境対策及び廃棄物の処理に係る事業の事務の執行及び運営管理について	—
高知市	1 児童虐待関連施策に関する事務の執行について	—
久留米市	1 住宅行政について	—
長崎市	1 農林水産業の振興施策に関する事務の執行	—
大分市	1 文化・芸術及びスポーツ行政について	—
宮崎市	1 水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
東京都東区	1 障害者福祉事業に関する財務事務の執行について	—
東京都東市	1 保健所に関する財務事務の執行について	—
秋田県	1 秋田県のスポーツ振興に関する事務について	改善要望
石川県	1 文化振興行政の財務事務の執行及び事業の管理について	改善要望
和歌山県	1 県税の賦課徴収に関する事務の執行及び管理の状況について	改善要望
鳥取県	1 西部総合事務所地域振興局が所管する伯耆国「大山開山1300年祭」推進事業等及び生活環境部が所管する第3回「山の日」記念全国大会に関する財務事務の執行について	改善要望
鹿児島県	1 消費税等に関する財務事務の執行について	改善要望
さいたま市	1 産業振興政策に関する財務事務の執行について	改善要望
北九州市	1 公営競技事業に関する事務の執行について	改善要望
郡山市	1 国民健康保険特別会計の事務の執行について	改善要望
高崎市	1 防災事業に係る事務の執行について	改善要望
豊橋市	1 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	改善要望
西宮市	1 西宮市教育委員会所管の市立教育施設に関する財務事務の執行及び運営の管理について	改善要望
鳥取市	1 麒麟のまち事業及び観光・移住定住等に関する財務事務の執行について	改善要望
呉市	1 内部統制の整備状況及び運用状況について（全庁的な体制、業務レベル（歳入）のリスク対応策）	改善要望
下関市	1 公共下水道事業に関する事務の執行について	改善要望
高松市	1 高松市の外国籍の方に関連する政策	改善要望
	2 高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
	3 高松市の空き家に関連する政策	
鹿児島市	1 子ども施策に関する事業の執行及び財務事務について —特に、児童虐待・いじめに関連する事業に対する重点的検証—	改善要望
東京都東川区	1 現金の管理、資産等の管理及び債権管理について ～特に現金管理を中心とする～	改善要望

包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(平成29年度)

自治体名	29年度監査テーマ	措置評価			
		I 速 さ	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
埼玉県	1. 情報システムに関する財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	A	A
和歌山県	1. 情報システムに関する事務の執行について	A	A	A	A
徳島県	1. 随意契約及び当該随意契約を含む事業について	A	A	A	A
さいたま市	1. 教育に関する財務事務の執行について	A	A	A	A
浜松市	1. 消防費に係る事務の執行について	A	A	A	A
神戸市	1. 委託料に係るの財務事務の執行について	A	A	A	A
川越市	1. 上下水道局の財務事務及び事業の管理運営について	A	A	A	A
豊中市	1. 学校教育に係る財務事務の執行について	A	A	A	A
八尾市	1. 税務事務の執行について	A	A	A	A
久留米市	1. 補助金等に関する事務の執行について	A	A	A	A
青森県	1. 雇用確保のための労働力人口流出対策関連の施策及び事業の事務の執行について	B	A	A	A
秋田県	1. 秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について	B	A	A	A
山口県	1. 教育の振興に関する施策に係る財務事務の執行について	B	A	A	A
千葉市	1. 市税に係る事務の執行について	B	A	A	A
いわき市	1. 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について	B	A	A	A
越谷市	1. 学校教育に係る財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	A	A
船橋市	1. 経済部の事業の管理及び財務事務の執行について	B	A	A	A
柏市	1. 一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行について	B	A	A	A
豊田市	1. 高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について	B	A	A	A
高知市	1. 生活保護事務について	B	A	A	A
東京都町田市	1. 防災に関する財務事務の執行について	B	A	A	A
滋賀県甲賀市	1. 公の施設等の管理運営について	B	A	A	A
東京都	1. 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	C	A	A	A
東大阪市	1. 東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行について	C	A	A	A
岩手県	1. 県税、使用料及び手数料の賦課・算定・徴収に係る財務事務の執行管理について	A	A	B	B
茨城県	1. 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
大阪府	1. 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について － 指定管理者制度を採用する施設を中心として －	A	A	B	B
新潟市	1. 市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況	A	A	B	B
青森市	1. 指定管理者制度導入施設に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
盛岡市	1. 病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	A	A	B	B
秋田市	1. 子ども・子育て環境の充実に係る事業の執行について	A	A	B	B
長野市	1. 市立公民館の管理運営について	A	A	B	B
豊橋市	1. 水道事業・下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	A	A	B	B
枚方市	1. 中核市への移行に伴う移譲事務(衛生に関する事務を中心として)について	A	A	B	B
姫路市	1. 保健所における財務事務等の執行について	A	A	B	B
大分市	1. 住宅行政について	A	A	B	B
神奈川県	1. 県立学校の財務に関する事務の執行について	B	A	B	B
岐阜県	1. 水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理	B	A	B	B
静岡県	1. 防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	B	A	B	B
愛媛県	1. 試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	B	A	B	B
高知県	1. 電気事業及び工業用水道事業に係る財務事務の執行及び経営管理について	B	A	B	B
長崎県	1. 産業振興及びこれに関連する事業について	B	A	B	B
熊本県	1. 県税の賦課徴収に関する事務執行について	B	A	B	B
大分県	1. 地場産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について (担い手となる中小企業の支援・育成を中心として)	B	A	B	B
大阪市	1. 「こども・子育て」にかかる事業の管理及び財務事務の執行について	B	A	B	B

自治体名	29年度監査テーマ	措置評価			
		I 速さ	II 措置 対応度	III 説明 責任	総合 評価
岡山市	1. 防災及び危機管理の事業について	B	A	B	B
八戸市	1. 出資団体の財務事務の執行及び経営管理について 2. 八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について	B	A	B	B
郡山市	1. 生活保護に係る事務の執行	B	A	B	B
岐阜市	1. 岐阜市の保育事業	B	A	B	B
大津市	1. 大津市一般会計及び特別会計の委託料(指定管理者が実施する業務を含む。)に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
高槻市	1. インフラ施設を中心とする公共施設等に関する事務の執行について	B	A	B	B
倉敷市	1. 生活保護における医療扶助・介護保険料の収納等・国民健康保険に関する事務の執行について	B	A	B	B
松山市	1. 社会福祉事業に係る財務事務の執行及び事業の運営管理について	B	A	B	B
那覇市	1. 市税の事務の執行について	B	A	B	B
尼崎市	1. 委託契約に関する財務事務の執行について	C	A	B	B
下関市	1. 住環境の整備事業に係る事務の執行について	C	A	B	B
新潟県	1. 公立大学法人新潟県立大学及び公立大学法人新潟県立看護大学に関する事務の執行及び管理について	A	A	C	C
滋賀県	1. 委託契約に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
鹿児島県	1. 物品の取得、管理及び処分等について	A	A	C	C
堺市	1. 区役所に関する事務・事業について	A	A	C	C
北九州市	1. 防災のための危機管理に関する事務の執行について	A	A	C	C
函館市	1. 函館市の空き地・空き家対策事業について	A	A	C	C
旭川市	1. 指定管理者制度に関する事務の執行について	A	A	C	C
前橋市	1. 工事請負契約及び役務等業務契約に関する事務の執行について	A	A	C	C
高崎市	1. 保健所に係る事務の執行について	A	A	C	C
横須賀市	1. 水道事業及び下水道事業に関する事務の執行について	A	A	C	C
和歌山市	1. 窓口業務に関する財務事務について	A	A	C	C
東京都荒川区	1. 区立公園・児童遊園の維持管理等の執行状況について	A	A	C	C
東京都江東区	1. 防災・安全に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
福島県	1. 下水道事業の財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
栃木県	1. 公有財産の管理に係る財務事務の執行について	B	A	C	C
群馬県	1. 生活文化スポーツ部が所管する公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について	B	A	C	C
富山県	1. 職業能力開発事業に関する財務事務の執行及び管理について	B	A	C	C
石川県	1. 観光行政の財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
福井県	1. 教育委員会の財務に関する事務の執行について	B	A	C	C
山梨県	1. 県単独補助金に関する事務の執行について	B	A	C	C
長野県	1. 高齢者福祉施策について	B	A	C	C
兵庫県	1. 流域下水道事業に関する財務事務について	B	A	C	C
島根県	1. 各種施策の広報に関する財務事務の執行状況	B	A	C	C
岡山県	1. 公有財産の管理に関する事務の執行について	B	A	C	C
福岡県	1. 雇用労働施策に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
佐賀県	1. 債権管理に関する事務の執行について	B	A	C	C
宮崎県	1. 債権の管理・回収に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
京都市	1. 市税に係る事務の執行について	B	A	C	C
福岡市	1. 住民サービス向上を目的として導入した情報システムに関する財務事務について	B	A	C	C
熊本市	1. 熊本市の交通事業について	B	A	C	C
西宮市	1. 上下水道局が所管する水道、工業用水道、下水道に関する財務事務の執行及び経営に関する事業の管理	B	A	C	C
北海道	1. 施設使用料等を徴収する道民利用施設の管理運営について	C	A	C	C
三重県	1. 道路事業に係る財務事務について	C	A	C	C
京都府	1. 地方三公社の現状と課題について	C	A	C	C
鳥取県	1. 子育て応援課及び女性活躍推進課が所管する子育て王国推進事業に関する財務事務の執行について	C	A	C	C
呉市	1. 公有財産に係る事務の執行及び管理について	C	A	C	C
宮崎市	1. 生活保護に関する事務の執行について	C	A	C	C

自治体名	29年度監査テーマ	措置評価			
		I 速さ	II 措置 対応度	III 説明 責任	総合 評価
香川県	1. 香川県が設置する施設のうち、病院及び県営住宅の管理・運営状況とそれに関連する事務	B	B	C	C
札幌市	1. 教育委員会及び市立学校における財務事務の執行について	B	B	C	C
奈良県	1. 県営住宅に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
相模原市	1. 相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	A	C	C	C
金沢市	1. 住環境施策に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
愛知県	1. 防災事業に関する財務事務の執行について	B	C	C	C
川崎市	1. 使用料及び手数料等の事務の執行について	B	C	C	C
名古屋市	1. 市立高等学校の管理・運営等に係る財務事務の執行について	B	C	C	C
宇都宮市	1. 宇都宮市保健所の事務の執行及び事業の管理について	B	C	C	C
高松市	1. 特別会計の財務事務の執行について	B	C	C	C
宮城県	1. 補助金等の事務の執行について	C	C	C	C
千葉県	1. 県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金及び交付金の財務事務等の執行	C	C	C	C
沖縄県	1. 貸付金(貸付金の管理・回収も含む)に関する財務事務の執行について	C	C	C	C
東京都港区	1. 観光振興に関する事業の財務事務の執行について	C	C	C	C
長崎市	1. ごみ処理事業の事務の執行等について	A	A	D	D
福山市	1. 教育委員会に関する財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	D	D
山形県	1. 流域下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	A	D	D	D
八王子市	1. 「申請に対する処分について」取り分け、子ども、高齢者、障害者、その他の生活困窮者からの申請に対する処分を行う事業(市から一定のサービスを提供したり、給付金等の支給をする事業)の業務執行について 2. 「公益財団法人を活用した業務について」取り分け、自転車等駐車場における管理・運營業務について	A	D	D	D
佐世保市	1. 佐世保市の生活保護	A	D	D	D
東京都大田区	1. 小学校・中学校等に関する事務執行について	A	D	D	D
仙台市	1. 病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	B	D	D	D
横浜市	1. 水道事業及び工業用水道事業について	B	D	D	D
静岡市	1. 産業振興に関する施策に係る事務の執行について	B	D	D	D
広島市	1. 文化活動及び生涯学習に係る施設の管理運営等について	B	D	D	D
富山市	1. 市税及び国民健康保険料に関する事務の執行について	B	D	D	D
岡崎市	1. 防災に関する事業の執行について	B	D	D	D
奈良市	1. 観光行政に関する事務の執行について	B	D	D	D
鹿児島市	1. 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	B	D	D	D
広島県	1. 広島県土地開発公社・広島県道路公社・広島県住宅供給公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	C	D	D	D

令和元年度包括外部監査の評価表(対象自治体：山梨県)

監査人氏名	田中 佑幸	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書 267頁 概要書 51頁
監査テーマ	山梨県住生活基本計画に基づく事業及びその他住宅関連事業の事務の執行、山梨県地域整備公社(山梨県住宅供給公社を中心とする)の管理運営に係る事務の執行について			委託報酬額	12,900,000円
監査対象等	表題にある山梨県地域整備公社をはじめ、県庁の関連部局として、総合政策部、県民生活部、リニア交通局、福祉保健部、子育て支援局、森林環境部、エネルギー局、産業労働部、県土整備部を監査対象としている。				
対象選定の理由	山梨県は、「いきいきとした住生活が営まれる郷土やまなしの実現」を基本方針として掲げ、「ダイナミックやまなし総合計画」の部門計画として「山梨県住生活基本計画」を平成28年度に見直した。 監査対象として選定した部局は、「山梨県住生活基本計画」の8つの目標・施策と関連するものである。 また、山梨県住宅供給公社は、財務内容の悪化により経営改善計画の遂行中であり、当該計画の中で、令和4年度から段階的に指定管理者制度等への移行を検討することとなっている。現状、同公社は県土地開発公社・県道路公社と統合され、山梨県地域整備公社となっている。 以上のことから、県民の生活に直接影響する事業として監査対象とした。				
監査の視点	<p>①山梨県地域整備公社の出納その他の事務の執行及びその県所管課等の財務事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて</p> <p>②山梨県地域整備公社の出納その他の事務の執行及びその県所管課等の財務事務の執行を合规性の視点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性の面でも改善余地がないかどうかについて</p> <p>③山梨県地域整備公社の出納その他の事務の執行及びその県所管課等の財務事務の執行が効果的に実施されているかどうかについて</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>全体として4部からなっており、第1部で監査の概要、第2部で監査対象の概要、第3部で監査結果、第4部で利害関係について記述している。</p> <p>第1部は、(第1)外部監査の種類において監査の法的根拠を示し、(第2)選定した特定の事件において外部監査のテーマと対象期間、(第3)事件を選定した理由においてテーマの選定理由を提示している。</p> <p>(第4)外部監査の方法として、具体的な対象部局、監査実施の目的、監査基準、監査の視点、主な監査手続について説明を加えて全体像を把握しやすくなっている。(第5)監査の実施期間、(第6)外部監査の組織についても記載がある。</p> <p>第2部は、(第1)住生活基本法及び関連する計画において基本的な現行法である「住生活基本法」と関連する五カ年計画・単年度計画に言及した上で、(第2)山梨県地域整備公社の概要、(第3)山梨県住宅供給公社の概要、(第4)山梨県道路公社の概要、(第5)山梨県土地開発公社の概要と監査対象について整理されている。</p> <p>第3部は、(第1)総括的意見において山梨県住生活基本計画の策定に係わる行政過程について意見を述べた上で、国と地方との関係、基本計画と実施計画の関係、総合計画と部門計画の関係などの観点から、計画の検証と課題について整理している。加えて、3E監査における3Eの定義についても解説をしており、次の指摘事項・意見事項を読み進めるために役立っている。(第2)指摘事項及び意見事項一覧において指摘事項22件、意見事項44件を一覧形式で示している。なお、対象部局が明示されており総括的意見と合わせて全体像がわかりやすい構成である。(第3)各論としての外部監査結果において ①住生活基本計画について ②山梨県住宅供給公社について ③山梨県道路公社について ④山梨県土地開発公社について に区分した上で詳述している。指摘事項及び意見事項は、様式が統一されており、表題と対象部局、指摘事項・意見事項、問題点及び改善事項という区分になっている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優 秀 賞</p>
<p>コ メ ン ト</p>	<p>報告書として大変読みやすく、かつ、対象部局としても活用しやすい内容となっている。</p> <p>特筆すべき点は、</p> <p>① 検証ポイントごとの個別的な指摘事項だけではなく、国と県、全体計画と部分計画、中長期計画と年度計画の連携を整理して、縦割的、近視眼的になりがちな行政事務執行に関して、担当部署レベルでその位置づけ・連携の必要性について再検証するという視点を示している。</p> <p>② 監査の対象について、住生活に係わる関連計画も含めて整理し、監査結果を12ページに渡って総合的意見として整理している。</p> <p>③ 指摘事項及び意見事項一覧、表目次、図目次、参考資料(山梨県の概況、山梨県住生活基本計画)など、読み手に対する配慮が感じられる。</p> <p>個別的な指摘事項の羅列になってしまい、監査の全体像が理解しがたい報告書が多い中、指摘事項の検出に至るまでの、視点の提示・対象についての情報整理・総合意見の表明について記載されており、報告書としてよくまとまっている。他方、個別の監査結果についても、項目単独で問題点の理解が可能な記載がなされており、対象部局の担当者として改善対処のきっかけとして活用出来る可能性が高いと評価できる。</p> <p>EBPM(証拠に基づく政策立案手法)について言及し、公務員として必要なスキルとして知識ノウハウの習得を目指して研修の充実を示唆するなど、有効と思われる取組の方向性を示している点も良い。</p> <p>包括外部監査人の限界として、改善事項については具体性を欠く部分も見受けられるが、丁寧なヒアリングと現状整理により、担当部局が活用可能な方向性は随所に示されている。</p> <p>本報告書が、意義あるものとなるかどうかは、報告を受領した県側の対応次第であり、報告内容を生きたものとするよう行政事務のあり方を議論するきっかけとして活用されたい。</p>

令和元年度包括外部監査の評価表(対象自治体：岐阜県)

監査人氏名	堀 雅博	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 808頁 概要書 31頁
監査テーマ	岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校			委託報酬額	11,000,000円
監査対象等	<p>監査の重点は教育現場であり、県内の県立高等学校63校および県立特別支援学校21校の合計84校全校にアンケート照会した上で、全校に往査・ヒアリング。 教育委員会事務局の9課(教育総務課、教育管理課、教育財務課、教職員課、教育研修課、学校安全課、学校支援課、特別支援教育課、体育健康課)にヒアリング、6教育事務所(岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨)に往査・ヒアリング。 その他、調査対象として、関連部署である知事部局の競技スポーツ課、地域スポーツ課、文化伝承課など部活動の補助金に関連する部署。また、法務・情報公開課、財政課、出納管理課、管財課、情報企画課、公共建築課、航空宇宙産業課。 補助金等の財政援助団体である県高等学校体育連盟、県特別支援学校体育連盟、県高等学校文化連盟、県特別支援学校文化連盟。 学校に協力している外部団体・外部法人であるPTA(育友会)、部活動後援会、同窓会等。</p>				
対象選定の理由	<p>①教育予算の占める割合が大きいこと 教育委員会所管経費はH30年度予算において1724億円、R1年度において1731億円であり、一般会計当初予算に占める割合は20%を超えている。 H30年度教育委員会所管経費のうち、高等学校費20.7%、特別支援学校費9.5%であり、県立学校に関する予算が全体の30%を超えている。</p> <p>②「第3次岐阜県教育ビジョン」が策定されたこと 県は、教育基本法に基づく県教育振興基本計画である第2次県教育ビジョン(H26年度～30年度)の成果や検証をふまえ、社会経済情勢の変化や新しい課題に対応していく第3次県教育ビジョン(R1年度～5年度)を、H31年3月に策定し、R1年度より各種施策を展開し始めた。</p> <p>③県立高等学校等に関する県民の関心が高いこと 岐阜市立中学校におけるいじめ事案や千葉県野田市立小学校の虐待事案など、学校の対応について、世間の耳目を集めた事案があるほか、県内の特別支援学校の講師自死事件あるいは一部自治体でのスクールロイヤー制度の実施など、学校に関する報道も多数に上っている。</p> <p>④過去の包括外部監査等との関係で意義があること 県立高等学校等をテーマに、H24年度に包括外部監査がなされたほか、H25・26年度に行政監査がなされた。その後も、監査委員による定期監査において毎年、各部局の中で教育委員会に対する指摘・指導・検討が最も多く、50件を超えているため、それらの措置状況について確認する意義がある。 H24年度の包括外部監査は公認会計士監査人による監査であったため、弁護士監査人により、具体的な事実認定をふまえた適法性監査を重点的に行うことには意義がある。</p>				
監査の視点	<p>①適法性—学校の事務執行が、適法になされているか。 ②有効性—学校の事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか。 ③経済性—学校の事務執行が、より少ない費用で実施できないか。 ④効率性—学校の事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか。 ⑤公平性—学校の事務執行でみれば、各生徒や各保護者に対し、公平な取扱いをしているか。 ⑥透明性—学校の事務執行でみれば、私費会計の状況の開示、学校評議会の議事状況等の開示。</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>序章は、包括外部監査制度の概要、報告書の構成である。</p> <p>第1章は、県の教育の現状の報告であり、県の教育計画、基本方針や重点施策等の説明、県教育委員会の子算の状況説明、県立高等学校等の設置状況等の説明および教育委員会内の組織体制と事務分掌等の説明である。</p> <p>第2章は、県立高等学校等における事務手続の概説であり、①学校運営、②情報管理(セキュリティ)、③物品(備品、消耗品、動物)、④施設関係、⑤私費会計、⑥契約関係、⑦債権管理、⑧生産物の価格設定、⑨合理的配慮、⑩職員の管理、⑪いじめ対策の各項目についての、事務手続の概要、規範、監査項目および監査資料等の説明である。以上の第2章までは、第3章以下の個別報告の導入部分であり、指摘・意見の記載はない。</p> <p>第3章は県立高等学校についての、第4章は県立特別支援学校についての、全校往査を経た上での監査の結果の報告であり、本監査の中心である。学校ごとに学校の概要(所在地、生徒数、組織・構成、進路の状況、部活動の状況、特色)と監査の重点および監査手続を記載した上で、上記①～⑪の各項目について監査し、摘出された問題点それぞれの事実関係→規範→指摘・意見を記載するという構成となっている。63県立高等学校では各校5～23指摘、0～4意見が、21県立特別支援学校では2～13指摘、0～3意見がそれぞれ示された。</p> <p>第5章は、教育委員会事務局等の監査結果の報告である。課ごとに分掌事務と監査の重点および監査手続を記載した上で、問題点の事実関係→規範→指摘・意見を記載するという構成となっている。教育総務課につき0指摘・5意見、教育管理課につき4指摘・1意見、教育財務課につき37指摘・10意見、教職員課につき7指摘・0意見、教育研修課につき0指摘・1意見、学校安全課につき2指摘・3意見、学校支援課につき3指摘・2意見、特別支援教育課につき3指摘・3意見、体育健康課につき3指摘・1意見、文化伝承課につき0指摘・2意見がそれぞれ示された。</p> <p>終章は、課題と提言であり、以上の監査の結果、監査人が把握した課題の発生原因を検討し、i 権利義務関係の明確化、ii 法規範など根拠に立ち返った事務処理の徹底、iii 学校・教育委員会間の連携の充実の3つの提言を述べる。</p> <p>なお、以上の全808頁の報告書とは別に、指摘・意見の一覧、監査の日程および参考資料等をまとめた103頁の巻末資料がある。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優 秀 賞</p>
<p>コ メ ン ト</p>	<p>教育委員会事務局に対する予備調査、サンプルとして抽出した県立高等学校等に対する予備調査を経て、全県立高等学校等に対するアンケート調査および往査・現地ヒアリングを実施するとともに、同窓会等についても関係人調査をするなどし、さらに過去の包括外部監査等の措置状況の検証を行うなど徹底した調査がなされている。しかも、全体的・統一的な視点での検討のために、学校往査については、監査人自身が全学校を訪問したとのことであり、県立高等学校等に関する非常に意欲的な監査である。</p> <p>監査の中心となった各県立高等学校等の監査については、①学校運営、②情報管理(セキュリティ)、③物品(備品、消耗品、動物)、④施設関係、⑤私費会計、⑥契約関係、⑦債権管理、⑧生産物の価格設定、⑨合理的配慮、⑩職員の管理、⑪いじめ対策と、学校で問題が発生し得るあらゆる場面について、監査項目が設定されている。</p> <p>全808頁と過去最大頁数となった報告書は、各県立高等学校等あるいは教育委員会の各課の問題点ごとに、事実関係→規範→指摘・意見の順で構成されている。「事実」の摘示と「規範」の定立が意識して区分され、検討されているため、監査人の思考過程が明瞭であり、分かりやすく説得的である。その結論としての指摘・意見も、全体で指摘1038個、意見142個、合計1180個にも及び、やはり過去最多となった。指摘事項は事務監査的なものがほとんどであるとはいえ、監査人が実際に現地に赴いて確認した上での指摘であるため、詳細で説得的である。また、その取組みが他校・他課の参考になると考えられた43の「参考報告」の記載は、現場ですで行われている取組みだけに真似るだけで改善が見込めるもので、県にとっては取組みへのハードルも低く、活用しやすい。</p> <p>終章に記載された監査人からの3つの「提言」は、以上のような徹底した監査から監査人が導き出した、県の教育に関する課題の発生原因とその対策であり、県は真摯に受け止めるべきである。</p> <p>全体として、過去に類を見ない、徹底的に現場にこだわった監査であり、詳細な報告書である。監査内容がほぼ適法性の判断で尽くされており、3Eの観点からの指摘はみられないことについて、評価班内では否定的な意見も上がったが、これほど努力を惜しまずに取り組まれたことについて、率直に敬意を表し、「優秀賞」と評価する。</p> <p>もっとも、評価班としては、包括外部監査はやはり、適法性・合規性判断の上で、3E監査も十分になされなければならないと考えているし、報告書の頁数は多ければよいものではなく、200頁程度でも十分に説得的なものとなり得ると考えていることを付言しておく。</p>

令和元年度包括外部監査の評価表(対象自治体：沖縄県)

監査人氏名	友利 健太	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書 238頁
					概要書 3頁
監査テーマ	観光振興関連の施策及び事業に係る事務の執行について ～持続可能な産業構築の取組を中心に～			委託報酬額	10,712,900円
監査対象等	<p>1 文化観光スポーツ局、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、土木建築部 沖縄観光推進ロードマップの施策展開で関連付けられる事業を所管する部署であり、観光産業に関する事業について、予算の規模等を考慮して選定した事業並びに関連する事務の執行について監査。</p> <p>2 総務部(財務課) 事業計画・予算積算について折衝を行う際の事務の執行について監査。</p> <p>3 外郭団体(一般社団法人沖縄コンベンションビューロー) 補助事業や委託事業にかかる事務の執行について監査。</p> <p>4 知事(企画部、文化観光スポーツ部経由)、県議会 県のトップである知事や副知事、ならびに県議会において事業の成果をどのように評価しているのか、成果指標の考え方について監査。</p>				
対象選定の由	<p>県民の意識は、観光をリーディング産業として位置づけ、沖縄の発展に寄与すると期待している。一方で、観光客数の急激な増加は、いわゆる「オーバーツーリズム」「観光公害」といった問題を顕在化させている。そこで、持続可能な観光産業の構築を図る必要がある。</p> <p>県では、2021年(令和3年)に期限を迎える沖縄振興特別措置法及び観光振興に関する沖縄21世紀ビジョン基本計画の総点検作業を実施しており、2022年からの新沖縄振興計画の策定に向けた時期であることから、観光施策、その中でも特に持続可能性に関する取り組みをテーマとした。</p>				
監査の視点	<p>①有効性—事業の目的に整合する成果指標(KPI)が設定されているか、補助金が目的に適合する形で支出されているか等。</p> <p>②経済性・効率性—事業費の見積が適切か、費用対効果を合理的に分析しているか等</p> <p>③法規性—事務手続が関連する法令等や補助金交付要綱などに準拠しているか等</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>第1章は「監査の概要」として、監査テーマ、手法、実施期間、対象部局等が記載されている。</p> <p>第2章は「監査対象とする施策及び事業」として、沖縄観光推進ロードマップの4つの戦略に紐付けられた平成30年度実施109事業のうち、当初予算額250万円未満などのものを除く62監査対象事業について、担当部課・予算額・決算額を明示した表が記載されている。</p> <p>第3章は「観光関連施策の概要」として、わが国の観光振興施策である観光推進基本法や観光推進基本契約について述べたのち、沖縄県の観光振興施策について述べ、県の観光関連統計データ、観光施策に関する課題や県民の意識、観光関連予算、経済波及効果について述べる。</p> <p>第4章は「監査の結果及び意見(総論)」として、まず、全般的意見として①沖縄観光コンベンションビューロー(OCVB)のあり方について、②施策及び事業の評価体制の構築、③官民協働の実効性を高める取組について、④観光産業の持続可能性を高める観点からの政策立案について指摘・意見し、OCVBの抜本的なあり方を提言(中長期的な観点から、OCVBの役割を再定義し、KPIを設定して成果を測定評価したうえで、財源等についても見直しが必要)する。</p> <p>次に、個別監査結果まとめとして、①KPI(成果指標)の設定について(約40事業についてKPIが設定されていないか、改善の余地などがないか)、②事業の作り込みについて(事業設計及び事業実施計画の精緻性。KPIを目標値として機能させ事業計画と事業実施結果との乖離分析をするために作り込みが重要)、③事業実施後の検証・評価について(PDCAのCheckについて計画どおりの実施検証や有効性評価の不十分さ)、④事業の評価結果を次年度以降につなげる取組について(阻害要件としての課題を次年度以降に戦略的に解消していく仕組みの構築)、⑤持続可能な産業構築に向けた取組について(県だけではなく、県による補助金等の財政支援により事業運営が維持されている民間事業者については、段階的に財政支援額を減額してゼロになったとしても自走化可能な運営体制の構築を支援する取組が必要)、⑥特命随意契約の合理性について(特命随意契約とする根拠が不十分か、資料が不足している)、⑦委託料の適切な積算及び執行について(委託契約の合理的な積算及び実施内容の適切性の確認)、⑧事務処理手続について(収入印紙の貼付漏れなど)、⑨その他について(長期修繕計画の不策定、OCVBの運営補助について補助を行うにたる根拠を示すべきなど)述べる。</p> <p>第5章は、「監査の結果及び意見(個別事業)」として、監査対象とした62事業を、①目標達成に向けた誘客戦略、②受入体制の構築戦略、③質が高く持続可能な観光リゾート地の形成戦略、④ロードマップ推進体制構築戦略の4つに分類して、個別に、事業の概要を述べたうえで、結果及び意見を述べる。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優 秀 賞</p>
<p>コメ ン ト</p>	<p>観光関連62事業について、PDCAサイクルを軸に、計画立案から実行、検証までのプロセス全体を監査している。</p> <p>第2章全般的意見では、①沖縄観光コンベンションビューロー(OCVB)のあり方についての、i 特命随意契約のうちすくなくとも2件は特命随意契約とすべき状況ではない、ii OCVB内で利益相反取引があり違法状況がある、②施策及び事業の評価体制の構築について、i 議会では事業について予算が効率よく活用されているかどうかの検証が十分になされているか疑義がある、ii KPIが多くの事業で設定されておらず、予算の有効効率的な執行について実質的な判断がされていない、③官民協働の実効性を高める取組について、i 進捗管理が定性的で客観性に乏しい、ii 沖縄観光推進会議に民間観光事業者がおらず、議事録も整備されていない、④観光産業の持続可能性を高める観点からの政策立案について、オーバーツーリズムに対する問題意識が不十分、と総括的に指摘・意見し、OCVBの抜本的なあり方を提言する。</p> <p>特命随意契約の問題点などに厳しく切り込むだけでなく、改善の観点からの適切かつ具体的な成果指標の設定、これを通した議会や知事の役割を実効性にまで踏み込んでいる点で、活用性が高く、参考になる監査である。</p> <p>なお、個別事業毎にまとめられている第5章では、実施された監査手続がはっきり明示されていればもっと良かった。</p> <p>県は本報告書を活用し監査人の意見や指摘に正面から向き合ってもらいたい。</p>

令和元年度包括外部監査の評価表(対象自治体：堺市)

監査人氏名	中務 正裕	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 149頁 概要書 15頁
監査テーマ	文化・観光・スポーツ施策に関する事務の執行について			委託報酬額	14,903,900円
監査対象等	市の文化・観光・スポーツ施策に関連する事務に関連する①文化観光施設全般の収支状況の1項目、②フェニーチェ堺の8項目、③さかい利晶の杜の3項目、④(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設の2項目、⑤堺市立文化館(堺アルフォンス・ミュシャ館)の3項目、⑥スポーツ関連施設の8項目、⑦補助金・負担金に関する3項目、⑧モニタリング体制の充実化の1項目、及び⑨契約手続きに関して1項目合計30項目である。				
対象選定の由	<p>歴史的文化の街の豊かな歴史・文化資源を活かした街づくりを目指し、多くの具体的施策が実施、計画されている。市民芸術文化ホール「フェニーチェ堺」が10月グランドオープンし注目度が高まっていること、「スポーツタウン・堺」の実現を目指しスポーツ施設の施設整備の推進により、市民の関心と施設の利用機会も増加が見込まれること。予算面では、文化観光局の予算はH31年度約127億円(一般会計)にのぼり、相当な財政支出である。また文化観光施設面の主要施設の整備のイニシャルコスト(稼働までに必要な初期費用)は、フェニーチェ堺が約157億円、(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設が約27億円、さかい利晶の杜が約34億円と高額になっている。文化観光施設における交流人口の増加で賑わいを維持・向上させ、市の魅力増大、市民満足度向上の取組みは住民福祉の増進に有意義な取組みであるが、人口減少社会と税収減収の懸念から各施設の事務が効率的、効果的に実施されているか、メリハリが利いているかの検証は、文化観光施策の継続的な実施に重要であるから、そのため、事務事業が法令等に準拠し適正に実施されているか、3E(経済性、効率性、有効性)が確保されているか、費用対効果が得られているかの検証をし、課題と改善案を提示することは有意義として選定。</p>				
監査の視点	<p>特定事件の事務の執行を切り口に、堺市の行政全般に通じる問題点についても、4つの視点に基づいて有益な提言が出来るように注力したという。4つの視点とは、 視点1、堺市として将来世代への過度の負担をかけず、最小限のコストで最大限の効果を得られる施策を実施するため(費用対効果の考慮) 視点2、より公正で透明な行政を実現するため(公正・透明性の行政) 視点3、真の民間活力の活用に向けて(民間活力の活用) 視点4、PDCAサイクルをより有効に回し、施策に反映させるため</p> <p>監査の要点 執行される事務の施策について、関係法規に準拠しているか。3E(経済性、効率性、有効性)が考慮され、費用対効果がえられているか、適切なモニタリングが実施されているかを念頭にし、主要な施策に対して以下の観点から監査を実施した。 ①具体的施策の計画の策定段階 ②具体的施策の実施プロセス段階 ③指定管理者制度が適切に運営されているか ④モニタリングの体制は整っているか ⑤外郭団体の役割と位置づけは適切か ⑥補助金・負担金は適切に交付されているか ⑦文化財の保管状況は適切か</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>報告書の構成、監査の結果の書き分け及び監査の結果の記載方法を示して報告書の読み手へシグナルを表記している。その後、堺市の文化・観光・スポーツ施設の概要を記載したうえ、監査の結果を記載。</p> <p>概要では、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、「はじめに」の項目では、堺市の概要について簡潔に記載。 2、堺市のまちづくりの総合計画と基本計画及び実施計画等、 3、文化・観光・スポーツ施策に関連する部局の組織及び事務分掌、 4、文化観光局の収支状況、 5、指定管理がなされている文化・観光施設に関する概要を記載している。 <p>監査の結果では</p> <p>以下のような30の区分で検討し、指摘、意見、要望と分けし、また該当する頁を一覧表で示している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、文化・観光施設全般(7頁～20頁)は、1項目で、意見1 2、フェニーチェ堺(21頁～69頁)は、8項目で、指摘2、意見5、要望1 3、さかい利品の杜(70頁～81頁)は、3項目で、意見3 4、百舌鳥古墳群ガイドンス施設(82頁～92頁)は、2項目で、意見2 5、堺市立文化館(93頁～98頁)は、3項目で、意見3 6、スポーツ関連施設(99頁～132頁)は、8項目で、意見8 7、補助金・負担金(133頁～139頁)は、3項目で、指摘1、意見2 8、モニタリング体制(140頁～142頁)は、1項目で、意見1 9、契約手続(143頁～144頁)は、1項目で、意見1 <p>合計では、指摘3、意見26、要望1。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優 秀 賞</p>
<p>コメント</p>	<p>監査テーマの選定は、包括外部監査人にはとても厄介な問題であると思われるが、今回の監査人は、初年度の監査であるから、テーマ選定に相当苦慮したことであろうと推測される。選定されたテーマから鑑みると、市民にアピールし易いまた時宜を得たテーマを選定されたと云える。初年度監査であり監査人の積極性、意気込みが感じられる報告書になっている。時間的制約がある中で、文化観光局の文化・観光・スポーツ施策の多岐にわたる事務事業について詳細に検証して、コンパクトに要約され報告書にまとめられている。</p> <p>個別的には、フェニーチェ堺の検証においては、その計画段階から運営段階までを、①計画策定段階の検証と②計画実施段階(設計・建設工事)の検証、及び③施設完成後における管理段階の検証と、時間軸を広げて検討が行われていることにより事業経過が詳細かつ明解に記されている。入札に関する検証も実施され、特に設計・建設工事に係る入札の問題として、「入札価格同額並列要件」の問題を指摘し、一般競争入札の趣旨が没却される「くじによる落札者選定」にも問題があるとする点や、予定価格の問題点に関して市は検討すべきだと指摘している。</p> <p>スポーツ関連施設に関しても網羅的に指定管理者の問題、契約選定手続の評価と検討及び指定管理者による運営に関する評価もコンパクトに行われている。欲を言えば、各項目で表示された「収支計画表」の説明においては、もう少し詳細に説明があれば良かったのではないかと、又補助金・負担金のモニタリングも時間をかけて検証されると良かったのではないかと。監査人には次年度の包括外部監査において更なる研鑽で素晴らしい報告書が作成されることを期待したい。</p>

<表 3 >

監査対象事項分類表(令和元年度)

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料・ 税収入減免	和歌山県、鹿児島県、大阪市、○佐世保市
2	財産管理（物品・現金・基金）	広島市、東京都荒川区
3	不動産・施設管理 （施設（スポーツ・文化・図書館・福祉・公園・動物園）、指定 管理者）	群馬県、島根県、大分県、福島市、川口市、 横須賀市、福井市、豊橋市、○大津市
4	債権・債務（貸付金・未収金・ 資金・債権管理・地方債・借入 金・債務保証・損失補償）	愛媛県、名古屋市、○豊田市②
5	医療・保健（病院・保健所）	宮城県、千葉県、川崎市、静岡市、岡崎市、 東大阪市、東京都町田市
6	教育（学校（幼・小・中・高・大・ 職業訓練校）、教育委員会・学校 給食）	岩手県、富山県、◎岐阜県、高知県、福岡県、 佐賀県、横浜市、○福岡市、○青森市、○船橋市、 金沢市、岐阜市、西宮市、奈良市
7	試験研究機関	岡山県
8	部局・出先機関	東大阪市、姫路市
公 営 事 業	公営事業（特別会計を含む）	熊本県
	I 上下水道・農工業用水	宇都宮市、甲府市、和歌山市、下関市、宮崎市
	II 交通・道路・港湾・河川	茨城県、新潟県
	III 農林水産・土地改良	長崎市
	IV 産業振興・市場・観光・まち づくり（住環境整備）	福島県、東京都、福井県、京都府、鳥取県、 山口県、◎沖縄県、仙台市、さいたま市、秋田市、 鳥取市
	V 環境・ごみ・清掃・衛生	三重県、○浜松市、京都市、熊本市、松山市
	VI 住宅	◎山梨県、徳島県、高松市③、久留米市
	VII 公営ギャンブル	北九州市
	VIII 土地区画整理事業	
IX 電気・ガス事業		
10	特別会計	郡山市、富山市

11	外郭団体（公社・財団・社団・社会福祉・出資法人・第三セクター・株式会社）	神戸市、山形市、○ 柏市 、○ 豊田市 ①
12	補助金・寄付金・負担金・交付金	○ 山形県 、○ 大阪府 、○ 旭川市 、前橋市、川越市、○ 那覇市
13	契約・入札・請負・委託	埼玉県、長崎県、宮崎県、○ 相模原市 、盛岡市、○ 越谷市 、寝屋川市、明石市
14	人件費	
15	議会・政務活動費	
16	情報システム	滋賀県、香川県、○ 岡山市
17 社会福祉	I 生活保護・自立支援・就労支援	○ 函館市 、福山市
	II 子育て・保育園等・児童・高齢者・障害者・介護	北海道、神奈川県、長野県、○ 静岡県 、愛知県、兵庫県、奈良県、○ 札幌市 、○ 千葉市 、新潟市、○ 八戸市 、いわき市、八王子市、長野市、○ 豊中市 、枚方市、八尾市、尼崎市、○ 松江市 、高知市、鹿児島市、東京都江東区
	III 雇用労働施策	栃木県、倉敷市
	IV 人口対策	○ 青森県 、広島県
18	消防・警察	
19	過年度の外部監査に対する自治体の措置状況	
20	防災・危機管理・安全	高崎市
21 その他	外国籍、生き物、スポーツ・芸術振興、内部統制	秋田県、石川県、◎ 堺市 、高槻市、呉市、高松市①②、大分市、○ 東京都大田区

※2017年版のイエローブックから、少し分類型を変えた。

※太字は、優秀賞・活用賞のもの（優秀賞には◎、活用賞には○をした）

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野にも表示している。

◆包括外部監査の活用10箇条◆

1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、比喩的にコメントします。

- ①店（都道府県市町村区129店）捜せば出てくる 美味しい料理（3152品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの特検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

2. 難しい報告書の易しい読み方・・・（報告書入手：DVD-ROMと自治体のホームページ）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いといっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

3. 監査報告書の活用法（市民編・・・課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題的把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の要求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村) →条例で定めた会計年度について導入	全地方公共団体→条例により導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。